

消防救 1 1 9 号
令和 7 年 4 月 1 8 日

各都道府県消防防災主管部（局） 殿

消防庁救急企画室長
（ 公 印 省 略 ）

「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の開始について（依頼）

平素より、救急行政の推進について御尽力いただき御礼申し上げます。

「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」は、例年、5 月 1 日を含む週から開始しておりましたが、今年は令和 7 年 5 月 1 日から開始することといたします。

本調査は、全国の熱中症による救急搬送人員の実態を明らかにし、関係機関に情報提供することによって、熱中症予防の普及啓発活動の推進に寄与することで、夏期の救急業務の円滑な推進に資するとともに、熱中症及び熱中症の合併症、その他の救急疾患から国民の生命と安全を守ることを目的とし実施するものです。調査結果については、週毎に速報値を、月毎に確定値を公表します。また、本調査データは、求めに応じて関係機関に情報提供します。

つきましては、都道府県消防防災主管部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して本依頼を周知いただくとともに、下記により、消防庁救急企画室救急連携係に報告いただくようお願いします。

記

1 調査対象

調査期間中に医療機関に救急搬送した熱中症又はその疑いのある傷病者の人員（転院搬送による救急搬送事案は除外）

※ 熱中症の定義は「高温環境下で体温の調節機能が破綻するなどして体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ発症する障害の総称」であり、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病等を含むものとします。

2 調査期間

調査開始日：令和7年5月1日（木）

調査終了日：令和7年9月30日（火）（予定）

※ 異常気象等により上記調査終了予定日以降も熱中症が多発するような場合には、調査期間を延長することがあります。

3 報告方法

消防本部は、統計調査系システムの熱中症サーベイランスに、搬送者情報（性別、年齢区分、傷病程度、発生場所）を入力してください。

傷病程度については、原則として初診時における医師の診断に基づき、以下のとおり分類してください。

ア 死 亡

初診時において死亡が確認されたもの

イ 重 症（長期入院）

傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの

ウ 中等症（入院診療）

傷病程度が重症又は軽症以外のもの

エ 軽 症（外来診療）

傷病程度が入院加療を必要としないもの

オ その他

医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの並びにその他の場所に搬送したもの

なお、熱中症の予防対策を検討するにあたっての参考とするため、今年は、発生場所が「住居」であった場合における、エアコンの設置・使用の有無についての調査も実施しますので、救急活動記録等によりこれらの情報を把握されている消防本部におかれましては、追加調査にもご協力をお願いします。

報告手順については、**別紙1**を参照ください。

入力手順については、**別紙2**、**別紙3**を参照ください。

4 消防庁における公表について（参考）

「週毎の速報値報告」を受けて、消防庁は月曜日中に集計作業を行い、火曜日に消防庁ホームページに掲載します。

また、「月毎の確定値報告」を受けて、消防庁は翌月下旬頃を目途に消防庁ホームページに掲載します。

※消防庁熱中症情報 <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

5 添付資料について

別紙1 熱中症による救急搬送人員調査の報告手順

（都道府県・消防本部担当者用）

別紙2 熱中症サーベイランス入力要領（消防本部担当者用）

別紙3 熱中症サーベイランス（発生場所：住居）入力要領

（消防本部担当者用）

別紙4 熱中症サーベイランス確認要領（都道府県担当者用）

別紙5 熱中症サーベイランス（発生場所：住居）確認要領

（都道府県担当者用）

別紙6 救急年報における事故発生場所（中項目）と熱中症発生場所項目

（連絡先）消防庁 救急企画室 救急連携係

担当：竹田課長補佐、松田係長、三宅事務官

Tel: 03-5253-7529

Mail: kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp